

下級裁判所の部の数を定める規程（原文は縦書き）

昭和三十一年十月二十九日最高裁判所規程第十号

改正	昭和三年一月一日	最高裁判所規程第六号
	同四年四月三〇日	同第一号
	同五年一月二四日	同第六号
	同六年一月二八日	同第二号
	同九年四月三〇日	同第四号
	同四一年五月七日	同第二号
	同四一年一〇月一五日	同第四号
	同四二年九月一八日	同第八号
	同四五年一月二四日	同第一号
	同四六年一月二二日	同第一号
	同四六年二月二五日	同第二号
	同四七年一月二一日	同第一号
	同四九年三月二五日	同第一号
	同五一年三月二五日	同第二号
	同五三年三月一五日	同第一号
	同五四年三月一四日	同第一号
	同五五年三月一八日	同第二号
	同五六年三月一八日	同第二号
	同五七年三月一七日	同第四号
	同五八年三月二日	同第一号
	同五九年三月九日	同第一号
	同六〇年一月二七日	同第四号
	同六一年一月三日	同第一号
	平成三年三月二七日	同第一号
	同五年三月三日	同第一号
	同八年一月二一日	同第三号
	同一〇年三月一八日	同第三号
	同一三年四月一日	同第六号
	同一三年七月四日	同第八号
	同一四年二月一三日	同第三号
	同一四年一月一八日	同第五号
	同一五年一月一七日	同第八号
	同一七年一月九日	同第一号
	同一七年二月二日	同第二号
	同一八年一月八日	同第一号
	同一八年一月二〇日	同第三号
	同一九年一月九日	同第四号
	同二〇年一月二四日	同第八号
	同二三年一月二二日	同第二号

下級裁判所の部の数を定める規程

下級裁判所の部の数を定める規程（昭和三十九年最高裁判所規程第十号）の全部を改正する。

各高等裁判所並びに知的財産高等裁判所、名古屋高等裁判所金沢支部、広島高等裁判所岡山支部、福岡高等裁判所宮崎支部及び福岡高等裁判所那覇支部に置かれる部の数は別表第一表のとおり、各地方裁判所並びに東京地方裁判所立川支部、横浜地方裁判所川崎支部、横浜地方裁判所小田原支部、さいたま地方裁判所川越支部、千葉地方裁判所松戸支部、静岡地方裁判所沼津支部、静岡地方裁判所浜松支部、大阪地方裁判所堺支部、神戸地方裁判所尼崎支部、神戸地方裁判所姫路支部、名古屋地方裁判所岡崎支部、山口地方裁判所下関支部、福岡地方裁判所久留米支部、福岡地方裁判所小倉支部、長崎地方裁判所佐世保支部及び那覇地方裁判所沖縄支部に置かれる部の数は別表第二表のとおり、東京家庭裁判所、横浜家庭裁判所、さいたま家庭裁判所、千葉家庭裁判所、大阪家庭裁判所、京都家庭裁判所、神戸家庭裁判所、名古屋家庭裁判所、福岡家庭裁判所及び札幌家庭裁判所並びに東京家庭裁判所立川支部におかれる部の数は別表第三表のとおりとする。

（昭三三最裁程六・昭四二最裁程八・昭四六最裁程一・昭五一最裁程二・昭五四最裁程一・昭五九最裁程一・昭六一最裁程一・平五最裁程一・平八最裁程三・平一四最裁程五・平一五最裁程八・平一七最裁程二・平二〇最裁程八・一部改正）

附則

この規程は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

(昭四七最裁程一・追加、昭四九最裁程一・一部改正)

附則(昭和三三年一月一日最高裁判所規程第六号)

この規程は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附則(昭和三四年四月三〇日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十四年五月一日から施行する。

附則(昭和三五年一月四日最高裁判所規程第六号)

この規程は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附則(昭和三六年一月二八日最高裁判所規程第二号)

この規程は、昭和三十七年一月一日から施行する。

附則(昭和三九年四月三〇日最高裁判所規程第四号)

この規程は、昭和三十九年五月一日から施行する。

附則(昭和三九年五月七日最高裁判所規程第二号)

この規程は、昭和三十九年五月十五日から施行する。

附則(昭和三九年一月一五日最高裁判所規程第四号)

この規程は、昭和三十九年十一月一日から施行する。

附則(昭和三九年九月一八日最高裁判所規程第八号)

この規程は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附則(昭和三九年一月二四日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年二月一日から施行する。

附則(昭和三九年一月二二日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年二月一日から施行する。

附則(昭和三九年二月二五日最高裁判所規程第二号)

この規程は、昭和三十九年三月一日から施行する。

附則(昭和三九年一月二一日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年二月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月二五日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月二五日最高裁判所規程第二号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月一五日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月一四日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月一九日最高裁判所規程第二号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月一八日最高裁判所規程第二号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月一七日最高裁判所規程第四号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月二日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月二九日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月二九日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月二七日最高裁判所規程第四号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月二七日最高裁判所規程第四号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月三日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月三日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月三日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月三日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三九年三月三日最高裁判所規程第一号)

この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

1 この規程は、平成五年四月一日から施行する。

2 沖縄県の区域内に置かれる裁判所等の職員配置定員の特例等に関する規程(昭和三十七年最高裁判所規程第四号)は、廃止する。

附則(平成八年一月二一日最高裁判所規程第三号)

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

附則(平成一〇年三月一八日最高裁判所規程第三号)

この規程は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則(平成一三年四月一一日最高裁判所規程第六号)

この規程は、平成一三年五月一日から施行する。

附則(平成一三年七月四日最高裁判所規程第八号)

この規程は、平成一三年八月一日から施行する。
 附則（平成一四年二月一三日最高裁判所規程第三号）
 この規程は、平成一四年四月一日から施行する。
 附則（平成一四年一二月一八日最高裁判所規程第五号）
 この規程は、平成一五年四月一日から施行する。
 附則（平成一五年一二月一七日最高裁判所規程第八号）
 この規程は、平成一六年四月一日から施行する。
 附則（平成一七年一月一九日最高裁判所規程第一号）
 この規程は、平成一七年四月一日から施行する。
 附則（平成一七年二月二日最高裁判所規程第二号）
 この規程は、知的財産高等裁判所設置法（平成一六年法律第百十九号）の施行の日（平成一七年四月一日）から施行する。
 附則（平成一八年一月一八日最高裁判所規程第一号）
 この規程は、平成一八年四月一日から施行する。
 附則（平成一八年一二月二〇日最高裁判所規程第三号）
 この規程は、平成一九年四月一日から施行する。
 附則（平成一九年一二月一九日最高裁判所規程第四号）
 この規程は、平成二〇年四月一日から施行する。
 附則（平成二〇年一二月二四日最高裁判所規程第八号）
 この規程中、別表第二表大阪地方裁判所の項の改正規定は平成二十一年四月一日から、その他の改正規定は同月二十日から施行する。
 附則（平成二三年一二月二二日最高裁判所規程第二号）
 この規程は、平成二四年四月一日から施行する。

第一表（昭三三最裁程六・昭三四最裁程一・昭三五最裁程六・昭三九最裁程四・昭四五最裁程一・昭四六最裁程二・昭四九最裁程一・昭五一最裁程二・平五最裁程一・平一四最裁程三・平一四最裁程五・平一五最裁程八・平一七最裁程二・平一八最裁程一・一部改正）

庁名	部の数
東京高等裁判所	三七
知的財産高等裁判所	五
大阪高等裁判所	二七
名古屋高等裁判所	二五
名古屋高等裁判所金沢支部	二
広島高等裁判所	二九
広島高等裁判所岡山支部	一
福岡高等裁判所	三六
福岡高等裁判所宮崎支部	一
福岡高等裁判所那覇支部	一
仙台高等裁判所	二五
札幌高等裁判所	五
高松高等裁判所	五

第二表（昭三三最裁程六・昭三五最裁程六・昭三六最裁程二・昭三九最裁程四・昭四二最裁程八・昭四六最裁程一・昭五一最裁程二・昭五三最裁程一・昭五四最裁程一・昭五五最裁程二・昭五六最裁程二・昭五七最裁程四・昭五八最裁程一・昭五九最裁程一・昭六〇最裁程四・昭六一最裁程一・平三最裁程一・平五最裁程一・平八最裁程三・平一〇最裁程三・平一三最裁程六・平一三最裁程八・平一四最裁程五・平一五最裁程八・平一七最裁程一・平一八最裁程一・平一八最裁程三・平一九最裁程四・平二〇最裁程八・平二三最裁程二・一部改正）

庁名	部の数
東京地方裁判所	七
東京地方裁判所立川支部	七
横浜地方裁判所	一五
横浜地方裁判所川崎支部	三
横浜地方裁判所小田原支部	二
さいたま地方裁判所	二
さいたま地方裁判所川越支部	二
千葉地方裁判所	一〇
千葉地方裁判所松戸支部	二

水戸地方裁判所	三三
宇都宮地方裁判所	三三
前橋地方裁判所	四四
静岡地方裁判所	四四
静岡地方裁判所沼津支部	二二
静岡地方裁判所浜松支部	二二
甲府地方裁判所	三三
長野地方裁判所	三三
新潟地方裁判所	三三
大阪地方裁判所	四四
大阪地方裁判所堺支部	四四
京都地方裁判所	一〇
神戸地方裁判所	一〇
神戸地方裁判所尼崎支部	三三
神戸地方裁判所姫路支部	三三
奈良地方裁判所	三三
大津地方裁判所	三三
和歌山地方裁判所	三三
名古屋地方裁判所	一六
名古屋地方裁判所岡崎支部	二二
津地方裁判所	二二
岐阜地方裁判所	三三
福井地方裁判所	三三
金沢地方裁判所	三三
富山地方裁判所	三三
広島地方裁判所	二六
山口地方裁判所	三三
山口地方裁判所下関支部	三三
岡山地方裁判所	三五
鳥取地方裁判所	三三
松江地方裁判所	二二
福岡地方裁判所	一〇
福岡地方裁判所久留米支部	二六
福岡地方裁判所小倉支部	二六
佐賀地方裁判所	三三
長崎地方裁判所	三三
長崎地方裁判所佐世保支部	三三
大分地方裁判所	三三
熊本地方裁判所	三五
鹿児島地方裁判所	五四
宮崎地方裁判所	三五
那覇地方裁判所	二六
那覇地方裁判所沖縄支部	三三
仙台地方裁判所	三三
福島地方裁判所	三三
山形地方裁判所	三三
盛岡地方裁判所	三三
秋田地方裁判所	三三
青森地方裁判所	三三
札幌地方裁判所	三八
函館地方裁判所	三三
旭川地方裁判所	三三
釧路地方裁判所	三三
高松地方裁判所	三三
徳島地方裁判所	三三
高知地方裁判所	三三
松山地方裁判所	三三

第三表（昭三三最裁程六・昭四一最裁程四・昭四六最裁程一・昭五九最裁程一・昭六一最裁程

一・平一三最裁程六・平一四最裁程五・平一五最裁程八・平一八最裁程三・平二〇最裁程八・
一部改正)

庁名	部の数
東京家庭裁判所	一〇
東京家庭裁判所立川支部	二
横浜家庭裁判所	三
さいたま家庭裁判所	二
千葉家庭裁判所	二
大阪家庭裁判所	六
京都家庭裁判所	二
神戸家庭裁判所	三
名古屋家庭裁判所	三
福岡家庭裁判所	二
札幌家庭裁判所	二